

第2回運営委員会以降の新たな専門医制度に係る動き

年月日	日本専門医機構	愛知県	厚生労働省
平成 29 年 10/10	【一次登録 (11/15 まで)】		
12/1/ ～12/14	【一次登録採用決定期間】		
12/5～6		<ul style="list-style-type: none"> ・複数の基幹施設から、採用人数に関して学会から調整が入った旨、連絡あり。 ・厚生省に採用調整に関して電話にて確認 	<p>〈厚生省の回答〉 過去の採用実績数をオーバーした診療科について、採用人数の調整を行っている。</p>
12/15	【一次登録者へ採否決定通知】		
12/16～21	<ul style="list-style-type: none"> ・専攻医の一次登録採用状況公表 ・二次登録における5都府県の取扱いについて <p>※ 5都府県においては、外科、産婦人科、病理、臨床検査を除き、過去5年の後期研修医の採用実績の平均値を超えた該当領域について、二次登録は行われない。</p> <p>【二次登録 (～1/15 まで)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本専門医機構からメールにて専攻医の一次登録採用状況を受理 ・5都府県の取扱い等について厚生労働省あてメールにて質問状を送付 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 都道府県協議会からの意見が反映されなかった理由 ◎ 都道府県に情報提供がないまま、募集定員の調整が行われた理由 ◎ 募集定員の調整時期についての国の考え (詳細は別紙1のとおり) ・5都府県の取扱い等について日本専門医機構あてメールにて質問状を送付 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 情報提供がされないまま事務が進められているが、機構は新専門医制度の中で、都道府県協議会をどのように位置づけ、その役割をどのように考えているのか。 ◎ 必要な情報は提供してもらえるのか (詳細は別紙2のとおり) 	<p>〈12/19の愛知県の質問状に対する厚生省の回答〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 都道府県からの意見については、現時点では検討・調整の最中との認識である。 ◎ 指摘事項を踏まえて検討するよう機構に伝える (詳細は別紙3のとおり)
平成 30 年 1/12			<p>〈12/19の愛知県の質問状に対する厚生省の回答〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 都道府県からの意見については、現時点では検討・調整の最中との認識である。 ◎ 指摘事項を踏まえて検討するよう機構に伝える (詳細は別紙3のとおり)
2/1 ～2/14	【二次登録採用決定期間】		

年月日	日本専門医機構	愛知県	厚生労働省
2/15	【二次登録者へ採否決定通知】		
2/16	<p>・「2月16日以降の専攻医登録スケジュールについて」公表 ※ 5都府県は全診療科で登録不可</p>	<p>・日本専門医機構からメールにて「2月16日以降の専攻医登録スケジュールについて」受理</p> <p>・他県に電話にて状況を確認</p> <p>・厚労省に全診療科で登録不可とされたことについて電話にて確認</p>	<p>〈厚労省の回答〉</p> <p>・今回の措置は大都市圏集中を防ぐこと、また、大都市圏以外の県からは「もっと絞れ」と言われていることから、2次登録後の取扱いについては、全診療科（上限設定のない診療科含む）で5都府県は登録不可とした。</p> <p>今回の取扱いについて、今のところ撤回する予定なし。</p> <p>なお、地域枠等、どうしても5都府県で受けないといけないケースについては機構、又は、厚労省に相談して欲しい。</p>
2/19～20		<p>・自治医大卒医師の専攻医登録に関して相談あり</p> <p>・日本専門医機構あてに、メールにて2月16日以降の登録に関する要請書送付</p> <p>◎ 上限に達している領域のみ登録不可とする取扱いに早急に変更して欲しい。また、各診療領域の上限値を示して欲しい。</p> <p>◎ 全領域で登録不可とされたことにより、自治医大卒医師が登録できず、実害が生じている。</p> <p>（詳細は別紙4のとおり）</p> <p>・厚労省にも機構宛の要請書をメールにて送付</p>	
3/2	<p>〈日本専門医機構（担当者）の回答〉</p> <p>・愛知県からの要請については、理事会で決定された事項であるため、要請に対応することはできない。</p> <p>自治医大卒医師の登録については、他県からも話があり、また、機構としても対応は必要と考えているが、今は「登録可能」との返事はできない。</p> <p>3月16日に理事会があるので、そこで協議に掛けることになる。</p>	<p>・日本専門医機構に要請書に関して電話で確認</p>	
3/21		<p>・日本専門医機構から「初期研修の都道府県（または住所地）からみた都道府県別の採用状況」について受理</p> <p>（詳細は別紙5のとおり）</p>	
3/22		<p>・自治医大卒医師の登録に関して、再度相談あり</p> <p>3/20に機構から病院あてに自治医大卒医師の登録に関して連絡はあったが、現在も対応を検討中のため、月末まで結果を待つて欲しいとの内容である。登録期限も迫っており機構の進捗が遅く、大変困っている。</p>	

厚生労働省医政局医事課長 様

お世話になっております。

私こと、愛知県地域医療支援センター長の内海眞と申します。

新たな専門医制度の専門研修プログラムの募集定員に関して、県内の医療機関から、「過去の採用実績を超えている基本領域について各学会を通して調整が行われている」旨、情報提供がありました。

つきましては、このことについて、都道府県協議会の構成員に対して説明する必要がありますので、下記の質問について御回答いただきますようお願いいたします。

- 1 本県の都道府県協議会から「医療施設従事者数、病院勤務医師数が全国平均を上回るまで、定員の上限設定については適用しないでいただきたい」と意見を提出したところであるが、今回、意見が反映されなかった。

反映されなかった理由についてお聞きしたい。

- 2 専門研修プログラムの募集定員については都道府県協議会の意見を聞くことになっていたと思うが、今回、都道府県に情報提供がないまま、募集定員の調整が行われている。

募集定員の調整が必要ならば、関係都府県に対して、事前に① どういった理由で、② どの基本領域で調整が必要となったかを情報提供すべきであると思うが、情報提供されなかった理由についてお聞きしたい。

- 3 募集定員の調整時期について、確かに登録確認期間は「必要に応じて採用試験を行ったり、プログラム統括責任者と当該領域学会とで、都市部への希望者の集中の有無の確認、調整等を行う期間」であるとアナウンスされているが、専門研修を希望する医師の立場、専門研修プログラムを実施する基幹施設の立場になって考えれば、募集開始する前に募集定員の調整を行うべきであり、採否決定のこの時期になって調整を行うことは適切ではないと考える。

国として募集定員の調整時期についてどう考えているのかお聞きしたい。

一般社団法人 日本専門医機構 吉村理事長様

お世話になっております。

私こと、愛知県地域医療支援センター長の内海眞と申します。

愛知県における都道府県協議会の事務を担当する組織の責任者であります。

さて、先日の貴機構のホームページにおきまして、

○ 専攻医の二次登録について（お知らせ）

○ 【重要】 5 都府県における平成 30 年度専門研修を開始する専攻医登録についてが掲載されましたが、このことに関して下記の 2 点について質問させていただきますので、御回答いただきますようお願いいたします。

《質問 1》

『【重要】 5 都府県における平成 30 年度専門研修を開始する専攻医登録について』において、基本領域学会及び基幹施設あてに「原則として、各基本領域学会の 5 都府県（東京、神奈川、愛知、大阪、福岡）のそれぞれにおける専攻医の登録総数は、外科、産婦人科、病理、臨床検査の 4 領域を除く、**過去 5 年の後期研修医の採用実績数などの平均値を超えないこと**といたしました。

したがいまして、**5 都府県の平均値を超えた該当領域の都府県では、二次登録は行われません。**」と通知がされているようだが、都道府県の地域医療にも関わる専攻医の採用人数の上限設定について、該当都府県（該当都道府県協議会）に情報提供がされないまま事務が進められている。

都道府県協議会における役割を鑑みれば、まず、このような重要な内容について都道府県（都道府県協議会）にも情報提供されて然るべきである。日本専門医機構は新専門医制度の中で、都道府県協議会をどのように位置づけ、その役割をどのように考えておられるのか。

《質問 2》

また、「5 都府県の平均値を超えた該当領域の都府県では、二次登録は行われません」とあるが、本県としては各基本領域の過去 5 年間の採用実績と平均値を超えている領域について情報提供を望むが、必要な情報は提供してもらえるのか。

愛知県地域医療支援センター長 内海 眞 様

お世話になっております。

ご質問いただいた件について、以下のとおり回答いたします。

1 について

日本専門医機構から各都道府県に対して、該当する基本領域学会と日本専門医機構において検討・調整の上、今年度、対応可能なものについては対応する、また、中長期的に検討させていただくこともある、との連絡がされたと承知しており、現時点では検討・調整の最中と認識しています。

2 及び 3 について

ご指摘を踏まえて検討するよう日本専門医機構にお伝えします。

※ なお、日本専門医機構の「専門医制度新整備指針運用細則」において、以前より「5都府県の各基本領域学会専攻医総数の上限を、原則として過去5年の専攻医採用実績の平均値を超えないものとする」とされています。

よろしく願いいたします。

平成 30 年 2 月 20 日

一般社団法人 日本専門医機構
吉村博邦理事長様

愛知県地域医療支援センター長
内海 眞

愛知県における専攻医 3 次募集禁止撤回の要請

私は愛知県都道府県協議会の事務を担当する組織の責任者であります。2 月 16 日に拝受しました貴機構からのメールには、「5 都道府県（東京、神奈川、愛知、大阪、福岡）につきましては、登録（応募）をいただくことはできません。」と明記されておりました。

この件に関し、本県から以下の通り要請をいたします。ご対応をお願い申し上げます。

新たな専門医制度の上限設定に関して、本県の 10 万人対医師数及び勤務医数は全国平均を大幅に下回るため、愛知県都道府県協議会から医師数が全国平均に達するまで凍結していただくよう貴機構に要望書を提出いたしました。が、要望が反映されることなく、また反映されない理由の説明もなく、都道府県協議会の要望が完全に無視される形で専攻医登録が開始されてしまいました。

本県といたしましては、今年度の上限設定はやむを得ないとの立場で機構に協力してきたつもりです。2 次登録の際、せめて過去 5 年間の後期研修医の採用実績の平均値、即ち今回の専攻医登録の各基本領域上限値を示していただくようお願いをいたしました。が、これも無視された形で 2 次登録が進められました。このため入学定員数を公開せずに入試を行うのに等しい状況が生じ、登録志望者を含む多くの関係者が戸惑いと不信感を抱いた次第です。

今回再び事前の情報提供がなされないままに、5 都道府県の専攻医 3 次募集が禁じられました。しかも、今回については上限設定のない外科、産婦人科、病理、臨床検査の 4 領域も含めて登録不可とされました。

上限に達していない領域や、上限設定のない領域まで制限されるのはこれまでの貴機構の説明と相違があり、本県としては到底納得することができない内容であります。また、本県の登録志望医にも実害が生じております。

したがって、貴機構の当初のアナウンス通りに、上限に達している領域のみ登録不可とする取扱いに早急に変更していただくよう強く要請いたします。合わせて、各領域の上限値をご提示下さいますことも要請いたします。

平成30年3月20日

都道府県協議会 御中

一般社団法人 日本専門医機構
理事長 吉 村 博 邦

初期研修の都道府県（または住所地）からみた都道府県別の採用状況について
（情報提供）

謹啓 早春の候、貴協議会ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平成30年4月からの新専門医制度に向けてご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、平成30年4月からの「初期研修の都道府県（または住所地）からみた都道府県別の採用状況について〔別紙1〕」をまとめましたので情報提供させていただきます。（ただし、プログラムの辞退・移動などにより数字につきまして増減あり。）

お示しいたしました資料につきまして、別紙1の横軸の都道府県合計は、現在の初期研修地（または住所地）の数字です。縦軸の都道府県合計は、専攻医採用の数字です。

また、現在、東京の基幹施設宛に平成30年4月からの専門研修のローテイトについて、東京都以外の都道府県における専門研修スタート状況を含めて調査を行い、回収・集計中です。

今後、専攻医の専門研修状況の収集を行い、地域医療などに影響が及ばないように検討してまいります。

謹白

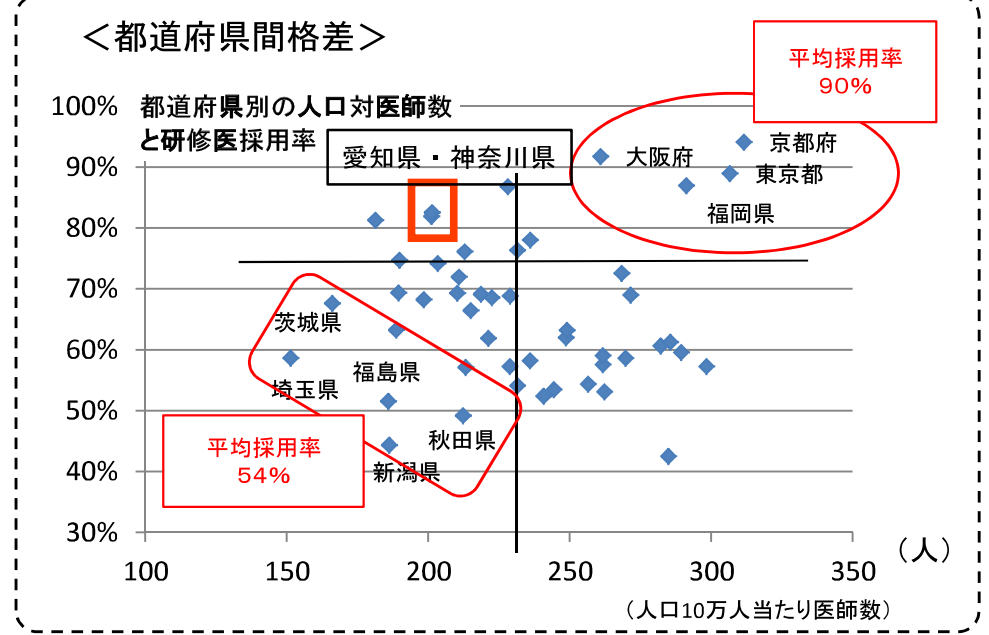
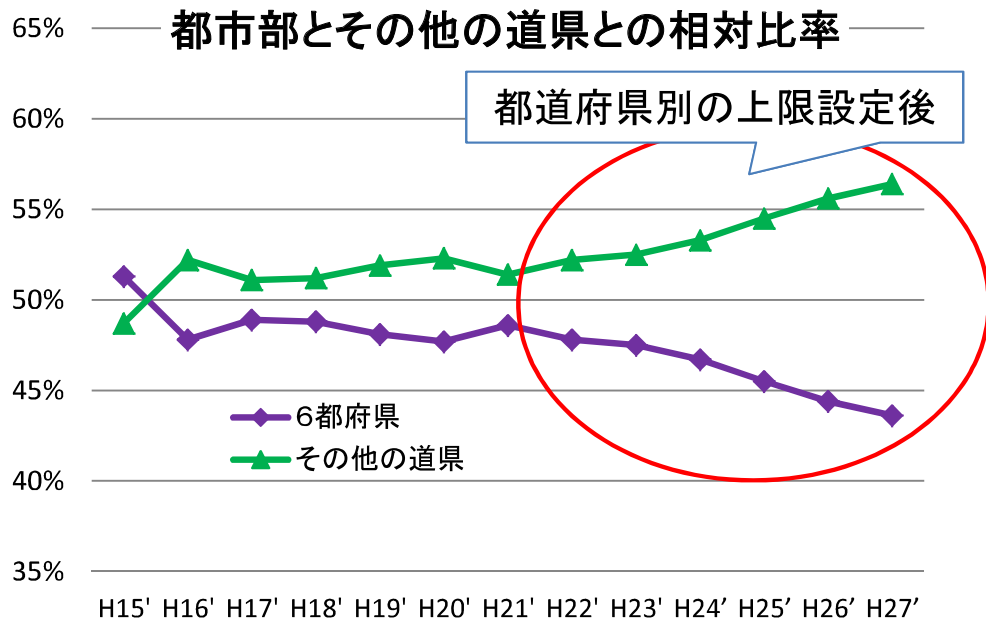
研修医の採用実績＜6都府県とその他の道県、医師数と採用率＞

厚労省 医師需給分科会資料

- 研修医採用実績における、大都市部（6都府県）とその他の道県との相対比率
 - ・大都市部のある6都府県（東京・神奈川・愛知・京都・大阪・福岡）の比率は減少傾向にあり、
 - ・その他の道県の比率は増加傾向にある。
- 人口当たり医師数と研修医採用率*との関係

* 研修医採用率 = 採用実績 / 募集定員

 - ・人口当たり医師数が多く研修医採用率も高い4都府県の平均採用率が90%である一方、医師数が少なく研修医採用率も少ない4県の平均採用率は50%で研修医の確保に困難を抱える。



	H15'	H16'	H17'	H18'	H19'	H20'	H21'	H22'	H23'	H24'	H25'	H26'	H27'
6都府県	51.3%	47.8%	48.9%	48.8%	48.1%	47.7%	48.6%	47.8%	47.5%	46.7%	45.5%	44.4%	43.6%
その他の道県	48.7%	52.2%	51.1%	51.2%	51.9%	52.3%	51.4%	52.2%	52.5%	53.3%	54.5%	55.6%	56.4%